



発行 東京都

目次

62

規則

訓令

通達

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）…
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…
- 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…
- 東京都立多摩療育園処務規程の廃止……………（同）…
- 東京都立重症重度心身障害児者施設処務規程の一部改正……………（同）…
- 通達
- 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正……………（東京都人事委員会）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十五号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正す

る。

第二十六条の表障害者施策推進部の部施設サービス支援課の項第九号中「及び療育医療センター並びに東京都立多摩療育園及び重症重度心身障害児者施設」を「療育医療センター及び療育センター」に改める。

別表三 六の部(九)の項を削り、同部(十)の項中

「重症重度心身障害児者施設

重症又は重度の心身障害児者の入所、保護、治療、指導、を訓練等に関する事務

「療育センター

一 児童福祉法に基づく障害児入所支援、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援に関する事務

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養介護、生活介護及び短期入所に関する事務

三 心身障害児又は心身障害者の診療及び保健衛生相談に関する事務

改め、同項を(九)の項とし、同部(十)の項から(六)の項までを同部(十)の項から(五)の項までとする。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十六号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の表中

東京都立多摩療育園
東京都立府中療育センター

を

東京都立府中療育センター

に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二十三号

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

別表第一本庁行政機関及び地方行政機関の項中

「総合精神保健福祉センターの副所長
多摩療育園長（職層名専門参事の職に限る。）」を
「総合精神保健福祉センターの副所長」に、

「北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長
多摩療育園の園長（職層名専門副参事の職に限る。）及び科長」を
「北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長」に、

「監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長」を
「監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長」に改め、同項中府中療育センターの地域療育支援担当科長

支 庁 中 一 般
事 業 所 庁 般
収 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

東京都知事 小 池 百合子

「多摩療育園」を削る。

附則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

第二条第一項の表一の部三の項中「北療育医療センター及び府中療育センターに限る。」の下に「地域療育支援担当科長（府中療育医療センターに限る。）」を加え、「多摩療育園」を削り、同部四の項中「多摩療育園」を削り、同表二の項中「多摩療育園」、「園長（多摩療育園に限る。）」、「多摩療育園及び」及び「（多摩療育園に限り、標準的な職が部長である場合を除く。）」を削る。

支 庁 中 一 般
事 業 所 庁 般
収 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

東京都知事 小 池 百合子

附則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

●東京都訓令第二十五号

東京都立多摩療育園処務規程（昭和六十年東京都訓令第六十三号）は、廃止する。

総 務 局
財 務 局
福 祉 保 健 局
多 摩 療 育 園

令和二年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

附 則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

●東京都訓令第二十六号

総務局
財務局
福祉保健局

重症重度心身障害児者施設

東京都立重症重度心身障害児者施設処務規程（昭和四十三年東京都訓令甲第七十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

前行署名中「重症重度心身障害児者施設」を「療育センター」に改める。
題名を次のように改める。

東京都立療育センター処務規程

第一条を次のように改める。

（掌理事項）

第一条 東京都立療育センター（以下「センター」という。）は、東京都立療育センター条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく障害児入所支援、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援に関すること。
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく療養介護、生活介護及び短期入所に関すること。
- 三 心身障害児又は心身障害者の診療及び保健衛生相談に関すること。

第二条中「院」を「センター」に改め、同上の表中「内科」を「**内科**」に、

「神経科」を「**児童精神科**」に、「**整形外科**」を「**整形外科**」に、「**訓練科**」を「**リハビリテーション科**」に改める。

「**神経科**」を「**児童精神科**」に、「**脳神経外科**」を「**脳神経外科**」に、「**訓練科**」を「**リハビリテーション科**」に改める。

第三条の表事務室の項第一号から第三号までの規定中「院」を「センター」に改め、同項第四号から第六号までを次のように改める。

- 四 センターの情報システムの運用管理に関すること。
- 五 センターの運営に係る契約及び物品管理に関すること。
- 六 センターの清潔保持、衛生管理に関すること。

第三条の表事務室の項に次の二号を加える。

七 条例第二条第一項各号に掲げる事業を利用する患者及び利用者（以下「患者等」という。）の診療の事務に関すること。

八 センター内他の科に属しないこと。

第三条の表内科、精神科、神経科、小児科、整形外科、脳神経外科、歯科（以下「診療各科」という。）の項中「内科」の下に、「**脳神経内科**」を加え、「**神経科**」を「**児童精神科**」に改め、「**脳神経外科**」を削り、同項第一号中「診療」の下に「及び保健衛生相談」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 診療室及び病室の運営に関すること。

第三条の表薬剤科の項に次の一号を加える。

四 調剤室の管理運営に関すること。

第三条の表検査科の項第五号中「**検査室及び解剖室の維持**」を「**及び検査室の管理**」に改める。

第三条の表看護科の項第二号から第四号までを次のように改める。

- 二 看護職員の配置に関すること。
- 三 看護職員の教育及び指導に関すること。

四 診察室及び病室の管理及び衛生に関すること。
 第三条の表訓練科の項を次のように改める。
 リハビリテーション科

- 一 理学療法、作業療法、言語療法及びその他の療育に関すること。
- 二 患者等の心理判定、心理治療及び観察指導に関すること(生活療育支援科に属するものを除く。)
- 三 訓練室及び訓練器具の管理運営に関すること。

第三条の表指導科の項中「指導科」を「生活療育支援科」に改め、同項第一号中「患者等の」を「入所児者の保育、」に改め、同項第二号中「患者等」を「入所児者」に改め、同項に次の二号を加える。

- 三 学業指導及び特別支援学校との連絡に関すること。
- 四 プールの管理運営に関すること。

第三条の表に次の一項を加える。

地域療育支援科

- 一 療育相談その他医療社会事業に関すること。
- 二 患者等の入退所その他の事務に関すること。
- 三 患者等の診療の申込みに関すること。
- 四 地域における療育機能の支援に関すること。
- 五 保育所等訪問支援に関すること。
- 六 通園児童の保育、生活指導及び行事に関すること。
- 七 保育室、保育器具及び遊具の管理運営に関すること。
- 八 通所利用者の保育、生活指導及び行事に関すること。
- 九 通所施設の管理運営に関すること。
- 十 通所バスの運行管理に関すること。

第四条第一項中「院に」を「センターに」に、「及び看護担当科長」を「看護担当科長及び地域療育支援担当科長」に、「訓練科及び指導科」を「リハビリテーション科、生活療育支援科及び地域療育支援科」に改め、同条第三項中「訓練科」を「リハビリテーション科」に改める。

第五条第五項中「看護担当科長」の下に「及び地域療育支援担当科長」を加える。
 第六条第一項及び第十項中「院務」を「センターの事務」に改める。
 第七条第一号中「院」を「センター」に改める。
 第十一条第二号中「訓練科長」を「リハビリテーション科長」に改める。
 第十六条(見出しを含む。)中「院の」を「センターの」に改める。

附則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

通達

2 人 委 任 第 18 号
令 和 2 年 5 月 29 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 青 山 脩

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について (昭和 42 年 3 月 30 日付 42 人委発第 113 号)」の一部を下記のように改正しましたので、令和 2 年 6 月 1 日以降これにより実施してください。

記

別表規則第 2 条第 1 項第 4 号の職の項中「多摩療育園 府中療育センター」を「府中療育センター」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

